

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社カンバーランド・ジャパンに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社カンバーランド・ジャパンに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026年1月16日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社カンバーランド・ジャパンに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社カンバーランド・ジャパン（「カンバーランド・ジャパン」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、カンバーランド・ジャパンの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、カンバーランド・ジャパンがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

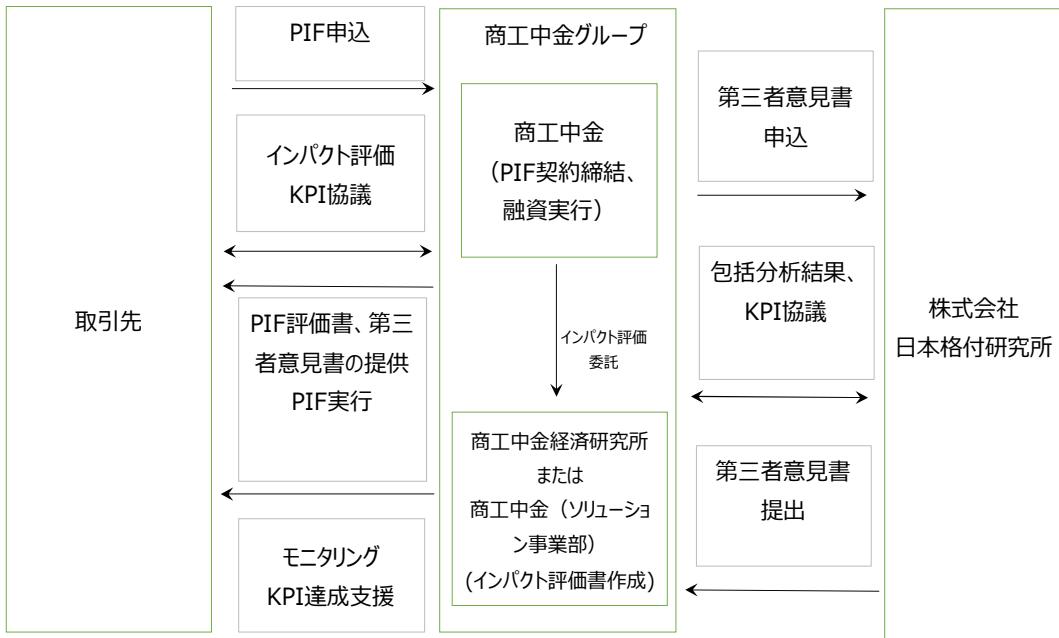
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

価ツールを確立したことを確認した。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参考しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方の整合性であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるカンバーランド・ジャパンから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置された



ポジティブインパクトファイナンススクワードがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

井上 肇

井上 肇

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススクォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススクウォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー

・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録

・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー

・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

・EU Certified Credit Rating Agency

・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ(<http://www.jcr.co.jp/en/>)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026年1月16日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社カンバーランド・ジャパン（以下、カンバーランド・ジャパン）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、カンバーランド・ジャパンの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業※に対するファイナンスに適用しています。

※中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大企業以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 経営理念、行動指針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1.評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社カンバーランド・ジャパン
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	7 年
モニタリング実施時期	毎年 8 月

2.企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	長野県長野市豊野町浅野 1778
設立	1995 年 1 月
資本金	10,000,000 円
従業員数	<2024 年 12 月現在> 38 名 (役員 3 名、正社員 32 名、パート 3 名)
事業内容	<2024 年 12 月期 : 売上構成比> トレーラーハウスの製造・販売 : 80% トレーラーハウスのレンタル : 19% 飲食店運営(イタリアンレストラン 2 店舗) : 1%
主要取引先	<2024 年 12 月期 : 売上構成比> 法人・個人 : 85% 自治体 : 15%

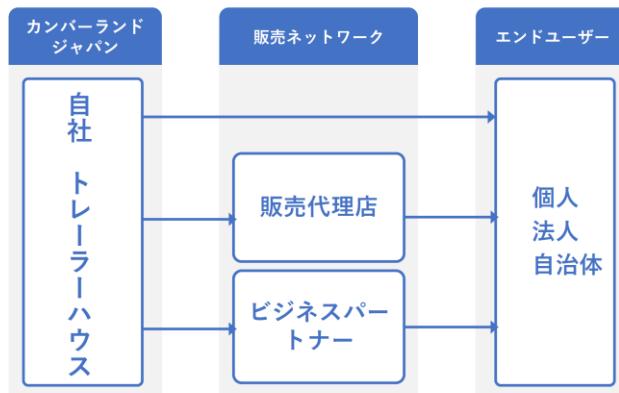
【業務内容】

カンバーランド・ジャパンはトレーラーハウス(移動式「住宅・事務所・店舗等」)の製造・販売を行う業者で、創業者である原田社長がトレーラーハウスの輸入販売を目的として 1995 年に設立した業界の草分け的存在である。

カンバーランド・ジャパンは米国から足回り部品を輸入し、日本の建築基準法に準拠したトレーラーハウスを製造している。トレーラーハウスはスペースさえあれば短時間で設置および撤去ができることが特徴で、住宅・事務所からレジャー・観光用まで幅広く利用されており、特に災害時においては住宅用としての利用が広がっている。自社工場のほか、指定工場 4 ケ所、協力工場 4 ケ所がある。販売は、代理店 41 店舗(うち準備中 17 店舗)と協力会社 52 社が担っており、累計で 3,000 台以上(うち災害関連 300 台以上)を供給している。緊急時や短期需要に対してはレンタルでの供給を行っており、常時 20~100 台程度がレンタルで稼働している。

トレーラーハウスは短時間での設置・撤去が可能なことから用途は多岐にわたっており、カンバーランド・ジャパンは建設業界と輸送業界の中間に位置する新たな事業としてトレーラーハウスの普及に取り組んでいる。

<商流図>



(出所) カンバーランド・ジャパンより提供

<トレーラーハウスの概要>

トレーラーハウスは、1995 年の阪神淡路大震災を機に公的に日本導入が検討された比較的新しい車両であり、その仕様により大きく以下の 3 タイプに分類される。

- ① 車両一体構造タイプ…トレーラーハウス
- ② 車両積載タイプ………コンテナトレーラー
- ③ 建築物タイプ………ムービングハウス

車両タイプのトレーラーハウスは「隨時かつ任意に移動できる」ことが要件の一つになっており、①②は車両として主に運輸行政(国土交通省自動車局)、③は建築物として主に建築行政(国土交通省住宅局)の規制を受けることになる。カンバーランド・ジャパンでは①の車両一体構造タイプを取り扱っている。

【製品例※】



【各種機能(開発・特許関連)※】



(※) 画像は、カンバーランド・ジャパン「会社概要(2025年)」より引用

【事業拠点】

拠点名	住所等(※)	機能等
本社/豊野工場 (旧.豊野支店)	長野県長野市豊野町浅野 1778     <p>展示場 (フィールドラボ) 研修センター 豊野工場 製造 豊野第2工場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所(400 m²) ・展示場(6,200 m²) ・第一工場、第二工場(計 2,800 m²) ・研修センター(150 m²)
豊野第三工場	長野県長野市豊野町浅野 1601-1  <p>豊野第3工場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三工場(5,800 m²) ：2023年11月竣工
長野営業部/南長池工場 (旧.本社)	長野県長野市南長池 337-1   <p>展示場 工場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所(300 m²) ・展示場(1,200 m²) ・工場(1,350 m²)
金沢支店	石川県金沢市荒屋 1-110 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年3月開設(350 m²)

(※) 画像は、カンバーランド・ジャパン「会社概要(2025年)」より引用

【関係会社】

会社名	住所	概要
(一社)MYQOL 健幸俱乐部	長野県須坂市仁礼 7 番地	・「須坂健康の森 RV リゾート」運営

【沿革】

1994年 6月	原田英世氏が米国からトレーラーハウスを輸入し販売開始
1995年 1月	(株)カンバーランド・ジャパン設立
1996年 2月	米国 HARMAR 社と提携、オリジナルモデルの製造開始
1997年 6月	米国 Park West 社に投資、オリジナルモデルの製造開始
1998年 4月	米国 CAVCO 社、FLEET WOOD 社のディーラー権取得
2000年 11月	本社を長野市南長池 337-1 へ移転
2004年 2月	カンバーランド社製トレーラーハウス、日本国内にて製造
2005年 11月	ロングトレーラーハウスの製造技術構築により製造販売開始
2006年 4月	長野市豊野町にてトレーラーハウスの展示場及び製造開始
2007年 12月	長野市豊野町に新工場増築及び生産開始
2008年 3月	経営革新法による認定を取得 「バリアフリー・高齢者向け」トレーラーハウスに支援
2008年 8月	地域産業活性化事業「信州産ヒノキのトレーラーハウス」に補助金交付決定し開発開始
2009年 7月	汚水循環型処理システムをトレーラーハウスに融合、販売開始
2011年 1月	東京支店開業(東京都八王子市) (→ 2019年閉鎖)
2012年 6月	本社工場(現・南長池工場)竣工
2013年 1月	長野県「新事業開拓者」の認定取得(信州ベンチャー企業優先発注事業認定者)
	国土交通省自動車局通達「基準緩和認定」制度により全ての製品の認定取得を開始
2017年 1月	日刊工業新聞第34回優秀経営者顕彰「震災復興支援賞」受賞
2020年 5月	豊野工場に大型専用工場建設、稼働開始「600台/年の生産が可能」
2020年 7月	フィールド・ラボ(大型展示場、レストラン、研究及び教育センター)運営開始
2020年 11月	「パークトワイレ」(自己処理型水洗トイレトレーラー)の販売開始
	経済産業省「はばたく中小企業300社」に選定
2021年 2月	長野県豊野町に3,500m³のストックヤードを取得
2021年 6月	屋根付き大型トレーラーハウス「グランズカイ」販売開始(国際特許取得)
2021年 10月	長野県SDGs推進企業に認定・登録
2023年 4月	内閣府官房「令和5年 国土強靭化民間事例集」に採択
2023年 11月	新工場(豊野第三工場)竣工(テストコース完備)
2024年 10月	能登半島地震支援に対し、国土交通省住宅局長より感謝状授与
2025年 2月	金沢支店オープン及び展示会開催(能登半島地震支援)
2025年 6月	「災害対応車両調整法人」登録
2025年 10月	本社を長野市豊野町浅野 1778(旧・豊野支店)へ移転

<全国販売ネットワーク>



(出所) カンバーランド・ジャパン「会社概要(2025年)」

2.2 業界動向

■ 自然災害の発生状況

● 地震の発生状況

気象庁によると、過去 10 年間の震度 1 以上の地震発生回数は下図の通りとなっている。1 年間に 2,000 回前後の発生がみられるが、2016 年(6,587 回)と 2024 年(3,678 回)が多くなっている。これは、熊本地震(2016 年)と能登半島地震(2024 年)の影響と考えられる。同様に震度 5 以上の発生回数も 2016 年と 2024 年が多くなっている。また、熊本地震では住家全壊 8,667 棟、能登半島地震では住家全壊 6,532 棟と、それぞれ甚大な被害を受けている。

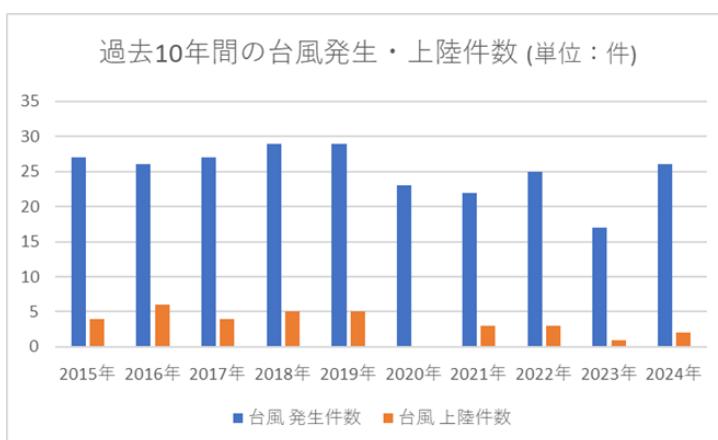


(出所) 気象庁(ウェブサイト)の統計データを基に商工中金経済研究所が作成

左軸：震度 1 以上 右軸：震度 5 弱以上

● 台風の発生状況

気象庁によると、過去 10 年間の台風発生件数と上陸件数は下図の通りとなっている。対象期間における件数は、前半 5 年平均より後半 5 年平均の方が、発生件数(前半 27.6 件、後半 22.6 件)・上陸件数(前半 4.8 件、後半 1.8 件)ともに少なくなっている。一方、後半 5 年間においても台風による大雨や突風・竜巻により、浸水・損壊等の住宅被害は発生している。

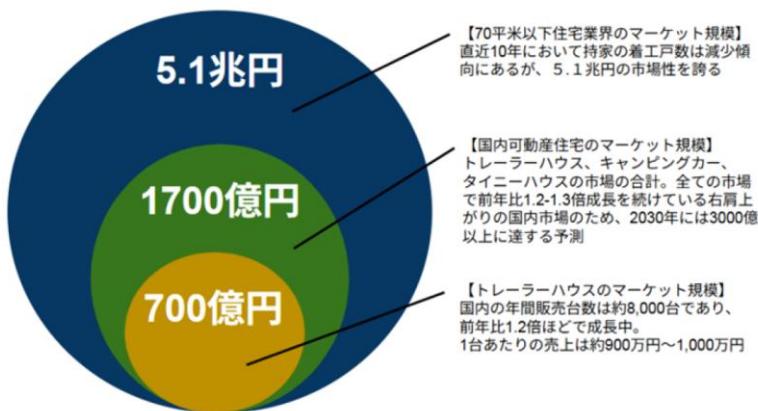


(出所) 気象庁(ウェブサイト)の統計データを基に商工中金経済研究所が作成

■ トレーラーハウス業界の動向と国の施策

船井総合研究所によると、国内トレーラーハウスの市場規模は約700億円と推計されており、年間販売台数は約8,000台、1台あたりの売上は約900万円～1,000万円で、前年比1.2倍ほどで成長している。また、トレーラーハウス、キャンピングカー、タイニーハウス(※)を合わせた国内可動産住宅市場では1,700億円の規模があり、前年比1.2～1.3倍の成長を続けている。

(※) タイニーハウスとは「非常に小さな家」を意味する言葉で、一般的に10～25m²程度の平屋建ての家を指す。



(出所) 船井総合研究所のウェブサイトより引用

トレーラーハウスの用途は「宿泊・観光施設向け」「店舗・オフィス向け」「住宅・居住空間向け」等多岐にわたるが、地震・台風等災害リスクが高い日本では特に「災害時の住宅向け」として注目されている。国は能登半島地震を踏まえ下記施策を講じており、カンバーランド・ジャパンは国の施策に合致した製品を取り扱うことで、災害時の住宅向けとしてのトレーラーハウス供給に取り組んでいる。

＜各種施策＞…「令和7年防災白書」より抜粋

(施策)	(内容)
○新地方創生交付金 (地域防災緊急整備型)	・避難所の生活環境改善を始めとする地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、トイレ、キッチン資機材、パーテイション等、資機材整備の支援を実施している。
○プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄	・全国8地域に段ボールベッド等の簡易ベッドやパーテイション、簡易トイレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材等、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施している。
○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設	・発災時における迅速な支援を可能とするため、キッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等の平時からの登録・データベース化を進めている。

2.3 経営理念、行動指針等

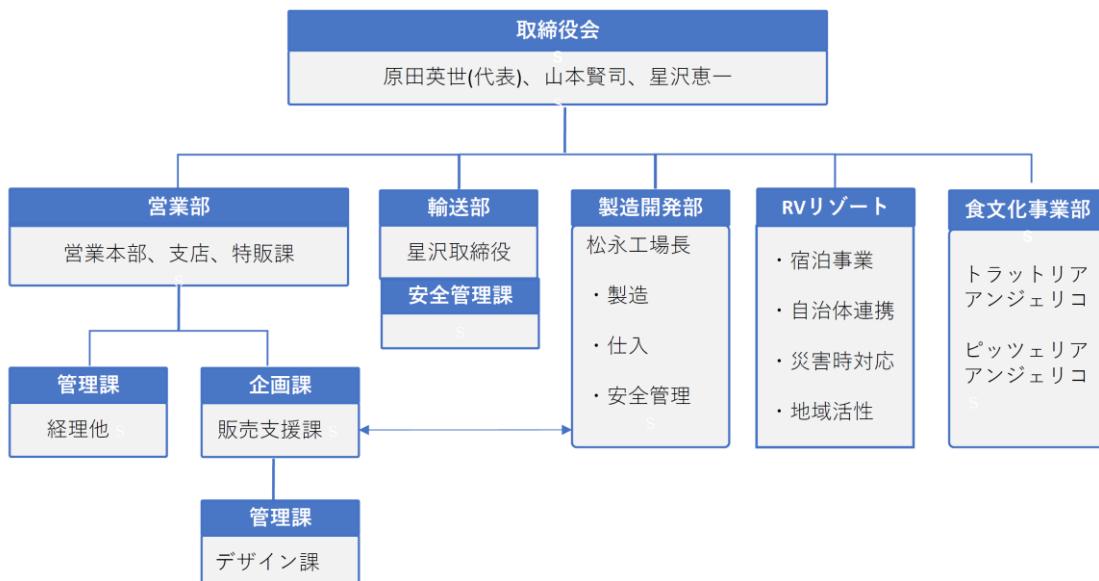
【経営理念】

経営理念
○日本の新産業として RV 産業の地位向上に努める。同産業は国内の遊休地活用、災害時活用、建築廃材削減、労働環境の安定等の効果をもたらすとされる。
○1997 年の輸入解禁以降、災害発生時の早期復興、住宅再建に寄与したトレーラーハウスは大きな産業へと発展中。全国マーケット 5,000 億円(住宅業界の 1%)を目指しその一端を担いたい。

【行動指針】

行動指針
1. トレーラーハウス活用による社会貢献の機会を全国に広める。
2. 女性、高齢者、障がい者の社員比率を引き上げる。

<組織図>



(出所) カンバーランド・ジャパンより提供

2.4 事業活動

カンバーランド・ジャパンは以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ CO₂ 排出量削減への取り組み

カンバーランド・ジャパンが製造するトレーラーハウスは、すべて省エネ住宅型のトレーラーハウスである。トレーラーハウスの Ua 値(※)は 0.64W/(m²·K)となっており、長野県の省エネ基準値 0.75 W/(m²·K)より低い値となっている。Ua 値が低く断熱性能が高いため冷暖房効率が良く、光熱費の削減につながっている。

南長池工場では 2017 年 4 月に太陽光パネルを設置(出力性能 5kW)しており、晴れた日の日中は同工場で使用する電力の大半を賄っている。また、作業を 1 ケ所に集中して行うことや、照明の LED 化率を 100% とすることで、消費電力削減に取り組んでいる。

(※) Ua 値は住宅の断熱性能を表す数値で、住宅の外皮(屋根・外壁・窓・床など)から熱がどれだけ逃げやすいかを示す指標である。Ua 値が小さいほど熱が逃げにくく、断熱性能が高いことを意味している。

■ 環境負荷低減への取り組み

トレーラーハウスの素材は木材が主であり、ツーバイフォー工法により強度を高めている。製造面では、設計において余剰木材の排出が削減される工夫を行うとともに、発生した余剰木材は次のトレーラーハウスの材料として有効に活用している。緊急時や短期需要への対応として、保有するトレーラーハウスをレンタルしており、常時 20~100 台程度がレンタル稼働している。レンタル活用することで新たなトレーラーハウスの製造を抑制し、資源の有効活用や廃棄物の削減につなげている。

廃棄物としては木屑や廃プラスチック等が排出されるが、廃棄物処理は許認可を有する専門の処理業者に委託している。処理業者によれば、同規模の住宅建築業者と比較した場合、廃棄物の量は 1/5 程度に抑制されているとのことである。また、カンバーランド・ジャパンで製造するトレーラーハウスはすべて建築基準法に準拠した製品となっており、建築基準法で規制対象となっている化学物質は使用していない。

製品の運搬は自社運搬が 30~40%、外部委託が 60~70% の割合となっている。「製品が重量物であること」「長距離輸送が求められること」等から、自社運搬においてはディーゼル車両(※)を使用している。ディーゼル車両は更新の都度、クリーンディーゼルに転換しており、排ガス中の窒素酸化物や粒子状物質などの有害物質削減に取り組んでいる。使用車両 16 台のうち、7 台がクリーンディーゼルに更新済みである。

(※) ディーゼル車両はパワーがあり走行距離も長いため、災害時の利用に適している。

【社会面】

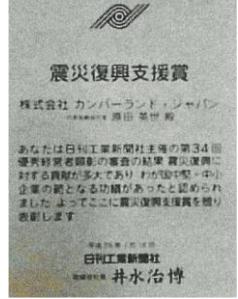
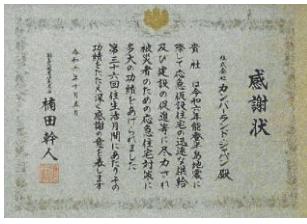
■ 災害支援への取り組み

トレーラーハウスは短時間で設置や撤去が可能なことから、災害時のトレーラーハウス活用に取り組んでいる。阪神淡路大震災時にトレーラーハウスの提供を開始、以後の災害においても提供を継続するとともに、自治体との連携を強化している(8 つの自治体と防災協定を締結済)。応急仮設住宅として活用

することから、呼気・換気・化学物質等においては国内の建築基準に準拠したトレーラーハウスを取り扱うとともに、バリアフリーや床暖房など安全・安心や快適性を重視した製品開発を行っている。また、水道や電気のない場所でも使える「移動式自己処理型水洗トイレ」をニシム電子工業株式会社と共同開発し製品化している。応急仮設期間(原則 2 年)経過後は、希望する被災者に住宅再建用住まいとして建築確認を取得し安価にて販売することで、高齢者等の住宅として活用されている。2025年6月には「災害対応車両調整法人」(※)として登録を行い、災害時の支援を強化している。これまでの災害支援実績、および防災協定締結自治体は以下の通りである。

(※) 災害時に都道府県知事等の要請に基づき、所有する災害対応車両の配車調整を行う法人を指す。

<災害支援実績>

(年)	(内容)
1995 年	阪神淡路大震災の復興に納品
2007 年	新潟県中越沖地震の復興に納品
2011 年	東日本大震災関連各地に設置(宿泊村、マルシェ、支援センターほか)
2016 年	熊本地震における福祉避難所等として 24 台設置 日刊工業新聞より「震災復興支援賞」受賞(2017 年) 
2018 年	西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震に仮設住宅として 31 台提供
2019 年	台風 19 号被害に対し、長野市へ応急仮設住宅 15 台提供 (カンバーランド・ジャパン/旧.豊野支店被災)
2024 年	能登半島地震支援に 80 台以上提供 国土交通省住宅局長より感謝状授与 

<防災協定締結一覧>

(年)	(内容)
2019 年 9 月	長野県塩尻市と防災協定締結
2020 年 9 月	長野県小布施市と防災協定締結
2022 年 8 月	秋田県にかほ市と防災協定締結
2023 年 5 月	長野県須坂市と防災協定締結 → 2023/9、須坂市とのコラボ事業「RV パーク設置」 → 2024/8、須坂健幸の森 RV リゾート(RV パーク)」事業開始

2024年4月	山形県朝日町と防災協定締結
2024年8月	長野県松川村と防災協定締結
2025年3月	徳島県徳島市と防災協定締結
2025年6月	徳島県藍住町と防災協定締結

■ 地方創生への取り組み

地方への移住用住宅として、トレーラーハウス活用の取り組みを開始している。取り組み開始後間もないため実績はないが、例えば看護師不足の地域への看護師派遣を目的とした住宅提供を想定している。トレーラーハウス活用により簡単に住宅提供ができることで人材派遣が容易となり、その地域での生活が気に入れば永住化にもつながる。また、都市と地方の 2 拠点住宅用としての活用も想定している。国の地方創生施策に関する制度創設に参画することで、トレーラーハウスの活用を推進し、地方創生につなげていきたい考えである。

■ 雇用への取り組み

2024 年 12 月現在、従業員数は 38 名(うち役員 3 名・正社員 32 名・パート 3 名、うち男性 33 名・女性 5 名)で、女性比率は 13.1% となっている。2025 年 10 月には女性初の取締役を登用し、取締役 4 名のうち 1 名が女性となっている。男女の分け隔てなく育成するとともに、実力重視の登用を行っている。2024 年 12 月現在、高齢者 2 名を雇用している。定年廃止に伴い本人が希望すれば何歳まででも働く会社となっており、ハローワークへの登録に当たっては“定年がない”ことをアピールしている。障がい者雇用にも取り組んでおり、障がい者 2 名を雇用している。クレーンの活用で重労働をなくすことや、バリアフリーに取り組むことで、高齢者・障がい者の働きやすい職場作りを行っている。

今後の事業拡大に合わせ雇用増加を図る考えであり、更なる女性雇用・高齢者雇用・障がい者雇用を図ることで、ダイバーシティを推進していく。雇用に関しては、正規雇用を基本としている。

■ 処遇改善等への取り組み

給与水準は長野県の平均（厚生労働省「令和 6 年賃金構造基本統計調査」）を上回っている。一律のペアは実施していないが、各人の能力・実績に応じて毎年給与水準を見直すことで、給与水準の向上に取り組んでいる。また、非正規を含めた対象者には健康保険・社会保険等法定の福利厚生が整備されており、役職手当・資格手当・家族(扶養)手当・通勤手当等の支給や昼食費補助も行っている。

■ 健康および安全性への取り組み

勤務時間は 9:30～18:30(うち休憩時間 1 時間 25 分)で、1 日の労働時間は 7 時間 35 分である。“残業なし”を原則としており、2024 年 12 月期の時間外平均は 1 人当たり月 2 時間となっている。有休平均取得率は 36% と全体平均 65.3%(厚生労働省「令和 6 年就労条件総合調査」)より低く、対象者(年 10 日以上の有休付与者)の年 5 日有休取得にも課題があることから、今後有休取得率向上に取り組む考えである。健康診断は、費用の全額会社負担により受診を推進しており、受診率は 100% となっている。健康診断後は、MYQOL 健幸倶楽部が事後フォローを行うことで再受診率も 100% となっている。労災については、過去 5 年間で 1 件発生(2022 年 12 月期)している。対策として、再発防止研修を行うとともに、工場内危険個所の一覧表作成による注意喚起や、毎朝のミーティングでの徹底を図っている。工場内の整理整頓や従業員間の声掛けについても推進している。

■ 教育への取り組み

従業員教育については、部門別を主体に取り組んでいる。職務に関連する研修費用・資格取得費用は全額会社負担としている。

	(内容)
営業部門	・業界のフロントランナーとして、他社に先駆けた取り組みや国の政策に関する助言・提言等を行っていることから、法令に関する教育に力を入れている。社内研修では、原田社長が講師となり法令に関する研修を定期的に行っている。
製造部門	・製造のスキルアップを目指し、OJT 教育を行っている。各作業の所要時間や正確性等について、約 50 項目の指標を設定し、熟練度を評価している。また、職務上必要となる資格の取得を推進している。
輸送部門	・職務上、資格を必要とする部門であることから、大型免許・クレーン免許等の資格取得に力を入れている。また、走行状況をチェックすることにより燃費向上や安全面の指導・教育を行っている。

【社会経済面】

■ サプライチェーン強化への取り組み

●販売代理店増加への取り組み

トレーラーハウスを建設業界・輸送業界の新たな事業として育て普及させていくために、全国各地での公募により販売代理店の増加に取り組んでいる。建築基準法に準拠した製品を取り扱うことによる安全性向上と、定期的に新製品開発を行うことによる製品競争力向上を両輪として、販売代理店の増加に取り組む。

●新製品開発への取り組み

特許取得や外部との共同プロジェクト参画を通して、新製品開発に向けた取り組みを積極的に行っている。特許等取得状況、外部との共同参画等は以下の通りである。

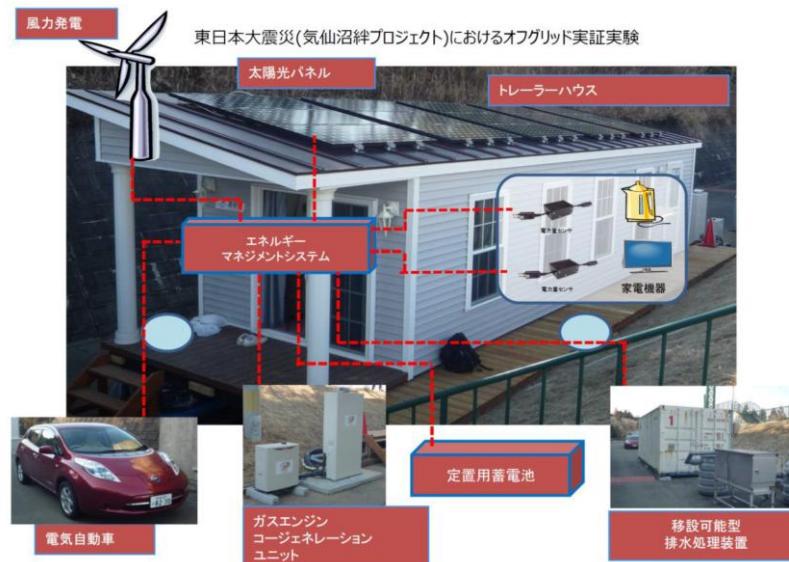
<特許等取得状況>

(年)	(内容)
2013 年 9 月	「床暖房設置」実用新案
2014 年 1 月	「トレーラーハウス炭素系床暖房の特殊加工」実用新案
2014 年 3 月	「トレーラーハウスバリアフリーのための段差型シャーシ構造」特許
2015 年 12 月	「軒の出を小さく防水施行技術」特許
2016 年 2 月	「軒の出を小さく防水施行、追加技術」実用新案
2016 年 10 月	「屋上付きトレーラーハウス」特許
2018 年 8 月	「屋上付きトレーラーハウス」国際特許(アジア圏)
2020 年 8 月	「屋上付きトレーラーハウス」国際特許(米国)

<外部との共同参画等>

(年)	(内容)
2011 年 9 月	スマートライフケアトレーラー開発を(株)伊藤忠商事、日産自動車(株)と共同開発を発表
2014 年 8 月	首都大学東京(現.東京都立大学)「総合防災研究プロジェクト」RV による防災システムを提唱
2015 年 2 月	衆議院議員会館にて日本の総合防災計画に RV の活用を提案
2015 年 3 月	国連防災会館「仙台」に名取復興支援協会・首都大学東京(現.東京都立大学)として共同参画
	総務省「地域活性化プログラム」に自治体の遊休地に設置及び防災活用を提唱(3 年目)
2017 年 3 月	首都大学東京(現.東京都立大学)と共同研究締結(新型総合防災研究プロジェクト)
2019 年 6 月	愛知県岡崎市道の駅「藤川宿」マイカー防災(自治体、自衛隊、警察等)共同参画
2019 年 9 月	ニシム電子工業(株)との共同開発締結「完全自己処理型水洗トイレトレーラー」
2021 年 3 月	信州大学工学部建築学科と共同研究及び大学サテライトとして実証実験開始
2022 年 4 月	信州大学工学部建築学科、東海国立大学機構と災害時を想定した共同研究締結

現在注力している取り組みとして、電力を自給するトレーラーハウスのオフグリッド実証実験を行っている。信州大学・名古屋大学・東京都立大学との共同研究・論文発表を行いながら製品化に向け取り組んでいる。



(出所) カンバーランド・ジャパン「会社概要(2025 年)」より引用

【その他】

■ 関係会社での「須坂健康の森 RV リゾート」運営

関係会社の(一社)MYQOL 健幸俱楽部は地方創生を目的に未病対策プログラムとして、大型温泉施設「湯つ蔵んど」内にある「須坂健康の森 RV リゾート」を運営している。「須坂健康の森 RV リゾート」は、「心身が疲れている」「健康や美容が気になる」「介護が必要だけど旅行がしたい」等のニーズに応えるため、自治体の遊休地にトレーラーハウスを設置した健康と医療がテーマの宿泊施設である。「健康維持」「ビューティー」「農業体験」「日本文化体験」の 4 つのコースがあり、災害時には避難場所としての活用も想定されている。「湯つ蔵んど」は、年間 23 万人が利用している。



(出所) 画像は、カンバーランド・ジャパンより提供

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隸	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壤	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

(黄 : ポジティブ増大 青 : ネガティブ緩和 緑 : ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示)

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車車体製造(設計)業、トレーラ及びセミトレーラ製造業 ●自動車賃貸・リース業
ポジティブ・インパクト	移動手段、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、資源強度、廃棄物
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
自然災害、住居	➢ 災害支援への取り組み
住居	➢ 地方創生への取り組み
零細・中小企業の繁栄	➢ サプライチェーン強化への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性、社会的保護	➤ 健康および安全性への取り組み
大気	➤ 環境負荷低減への取り組み(車両)

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ) 教育 (ネガティブ) 社会的保護	➤ 教育への取り組み
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、年齢差別、その他の社会的弱者	➤ 雇用への取り組み
(ポジティブ) 賃金 (ネガティブ) 社会的保護	➤ 処遇改善への取り組み
(ポジティブ) 気候の安定性 (ネガティブ) 気候の安定性	➤ CO2 排出量削減への取り組み
(ポジティブ) 資源強度、廃棄物 (ネガティブ) 資源強度、廃棄物	➤ 環境負荷低減への取り組み(トレーラーハウス)

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
移動手段	➤ トレーラーハウスは主に住宅として活用されており、移動手段としての活用は行っていない。

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
賃金	➤ 長野県の平均賃金を上回っている。
水域	➤ 建築基準法に準拠したトレーラーハウスを製造しており、製造工程において規制物質は取り扱っていない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

カンバーランド・ジャパンは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	自然災害、住居								
取組内容（インパクト内容）	災害支援への取り組み								
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 防災協定の締結自治体数を増やす。2029 年 12 月期以降は KPI を再設定する。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>2025 年 6 月 実績</th> <th>2028 年 12 月 目標</th> </tr> <tr> <td>契約締結 自治体数</td> <td>8 先</td> <td>30 先</td> </tr> </table>				2025 年 6 月 実績	2028 年 12 月 目標	契約締結 自治体数	8 先	30 先
	2025 年 6 月 実績	2028 年 12 月 目標							
契約締結 自治体数	8 先	30 先							
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> トレーラーハウスは短時間での設置や撤去が可能なことから、災害時における仮設住宅等への活用を推進している。 建築基準法に準拠した製品を取り扱うとともに、バリアフリーや床暖房、自己処理型水洗トイレ等の機能を付加し、快適に暮らせる製品を提供することにより、防災協定締結自治体数を増やしていく。 								
貢献する SDGs ターゲット	11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。							
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。							

特定したインパクト	住居、気候の安定性		
取組内容（インパクト内容）	地方創生への取り組み、CO2 排出量削減への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ住宅型トレーラーハウスの販売台数を増加する。 2029 年 12 月期以降は KPI を再設定する。 		

	年間 販売台数	2024年12月期 実績	2028年12月期 目標
省エネ住宅型ト レーラーハウスの 販売台数		160台	400台
KPI 達成に向けた取り組み			➤ 自社製品はすべて省エネ住宅型トレーラーハウスであり、災害時や移住用の住宅等として自治体向けにトレーラーハウスの販売推進を行っている。省エネ住宅型トレーラーハウスの販売台数を増やすことにより、CO2排出量の抑制に取り組んでいく。
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	零細・中小企業の繁栄								
取組内容（インパクト内容）	サプライチェーン強化への取り組み								
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 販売代理店数を増加する。2031年12月期はKPIを再設定する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2024年12月期 実績</th> <th>2030年12月期 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売代理店</td><td>30社</td><td>100社</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 毎期2件の新製品開発を行う。 				2024年12月期 実績	2030年12月期 目標	販売代理店	30社	100社
	2024年12月期 実績	2030年12月期 目標							
販売代理店	30社	100社							
KPI 達成に向けた取り組み	➤ トレーラーハウスの普及を図るため、販売代理店の増加に取り組む。災害支援や防災協定締結、外部機関との共同参画等積極的に取り組むことにより自社製品の認知度を高めるとともに、毎期新製品を開発することで製品性能を向上させ、販売代理店の増加につなげていく。								

貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭(レジリエント)なインフラを開発する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性								
取組内容（インパクト内容）	健康および安全性への取り組み								
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 有休平均取得率をアップする。2029年12月期以降はKPIを再設定する。 <table border="1" data-bbox="652 1012 1314 1208"> <thead> <tr> <th></th> <th>2024年12月期 実績</th> <th>2028年12月期 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有休平均 取得率</td> <td>36%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 年10日以上の有休付与者について、年5日の有休取得率を毎期100%とする。 				2024年12月期 実績	2028年12月期 目標	有休平均 取得率	36%	65%
	2024年12月期 実績	2028年12月期 目標							
有休平均 取得率	36%	65%							
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 時間外労働を行わないことを原則としている一方で、有休平均取得率が低いこと、対象者の有休5日取得が課題となっている。従業員の有休取得意識を高めるとともに、従来欠勤扱いしていたものを有休扱いに変更することや、年間取得計画を策定すること等により、取得率アップに取り組む。</p>								
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。							
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。							

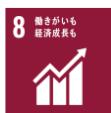
特定したインパクト	大気								
取組内容（インパクト内容）	環境負荷低減への取り組み								
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用車両を 100%クリーンディーゼル化する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2025年6月 実績</th> <th>2031年12月 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用車両のクリーン ディーゼル車比率</td> <td>43.7%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				2025年6月 実績	2031年12月 目標	使用車両のクリーン ディーゼル車比率	43.7%	100%
	2025年6月 実績	2031年12月 目標							
使用車両のクリーン ディーゼル車比率	43.7%	100%							
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 使用車両は重量物輸送や長距離輸送が求められていることから、災害時に支障が生じないようディーゼル車を使用している。車両更新時にクリーンディーゼル車両へ切り替えることにより、排出ガス中の窒素酸化物等有害物質の削減に取り組む。</p>								
貢献する SDGs ターゲット	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	 11 住み慣れたまちづくり						

【ポジティブ・インパクト/ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	【ポジティブ・インパクト】教育 【ネガティブ・インパクト】社会的保護																													
取組内容（インパクト内容）	教育への取り組み																													
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得者数を増やす。2029年12月期以降は KPI を再設定する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資格 保有者数</th> <th>2025年6月 実績</th> <th>2028年12月 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送部門</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型免許</td> <td>4 名</td> <td>6 名</td> </tr> <tr> <td>クレーン操作</td> <td>1 名</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>製造部門</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二種電気工事士</td> <td>3 名</td> <td>5 名</td> </tr> <tr> <td>フォークリフト</td> <td>10 名</td> <td>12 名</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>6 名</td> <td>10 名</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械</td> <td>3 名</td> <td>6 名</td> </tr> </tbody> </table>			資格 保有者数	2025年6月 実績	2028年12月 目標	輸送部門			大型免許	4 名	6 名	クレーン操作	1 名	3 名	製造部門			二種電気工事士	3 名	5 名	フォークリフト	10 名	12 名	玉掛け	6 名	10 名	車両系建設機械	3 名	6 名
資格 保有者数	2025年6月 実績	2028年12月 目標																												
輸送部門																														
大型免許	4 名	6 名																												
クレーン操作	1 名	3 名																												
製造部門																														
二種電気工事士	3 名	5 名																												
フォークリフト	10 名	12 名																												
玉掛け	6 名	10 名																												
車両系建設機械	3 名	6 名																												

KPI 達成に向けた取り組み	➤ 職務上資格を必要とすることから、資格取得を推進している。取得費用の会社負担や出勤調整等により資格取得をサポートしながら、計画的に取得者数を増やしていく。		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

特定したインパクト	【ポジティブ・インパクト】雇用 【ネガティブ・インパクト】ジェンダー平等、年齢差別、その他の社会的弱者																										
取組内容（インパクト内容）	雇用への取り組み																										
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 従業員数(役員・パートを除く正社員数)を増加する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2024 年 12 月 実績</th> <th>2031 年 12 月 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員数</td> <td>32 名</td> <td>50 名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 女性、高齢者の正社員数に対する雇用率をアップする。2031 年 12 月期は KPI を再設定する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2024 年 12 月 実績</th> <th>2030 年 12 月 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性雇用率</td> <td>(3 名/32 名) 9.3%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>高齢者雇用率</td> <td>(2 名/32 名) 6.2%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15.6%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用数を増加する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2024 年 12 月 実績</th> <th>2031 年 12 月 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者雇用数</td> <td>2 名</td> <td>4 名</td> </tr> </tbody> </table>				2024 年 12 月 実績	2031 年 12 月 目標	従業員数	32 名	50 名		2024 年 12 月 実績	2030 年 12 月 目標	女性雇用率	(3 名/32 名) 9.3%	15%	高齢者雇用率	(2 名/32 名) 6.2%	15%	計	15.6%	30%		2024 年 12 月 実績	2031 年 12 月 目標	障がい者雇用数	2 名	4 名
	2024 年 12 月 実績	2031 年 12 月 目標																									
従業員数	32 名	50 名																									
	2024 年 12 月 実績	2030 年 12 月 目標																									
女性雇用率	(3 名/32 名) 9.3%	15%																									
高齢者雇用率	(2 名/32 名) 6.2%	15%																									
計	15.6%	30%																									
	2024 年 12 月 実績	2031 年 12 月 目標																									
障がい者雇用数	2 名	4 名																									

KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ カンバーランド・ジャパンは 2021 年 10 月に長野県 SDGs 推進企業に認定・登録されており、その中で女性・高齢者・障がい者の比率向上に取り組んでいる。 ➤ 今後の事業拡大に合わせ従業員を増やしていく計画であり、職場環境の改善等を図りながら、女性・高齢者・障がい者の雇用率をアップし、ダイバーシティを推進していく。 	
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 

【特定したネガティブ・インパクトで KPI を設定しない理由】

特定したインパクト	KPI を設定しない理由
気候の安定性	➤ 作業を 1 ヶ所に集中して行うことや、太陽光発電の利用、照明の LED 化等に取り組んでおり、十分に緩和されている。
資源強度、廃棄物	➤ 同規模の住宅建築業者と比較した場合、廃棄物の量は 1/5 程度に抑制されている。加えて、製造面では余剰木材が少なくなるよう設計上の工夫を行うとともに、発生した余剰木材については次のトレーラーハウスの材料として有効活用しており、十分に緩和されている。

5. サステナビリティ管理体制

カンバーランド・ジャパンでは、本ファイナンスに取り組むに当たり、原田社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsにおける貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、原田社長を最高責任者、西澤取締役をプロジェクト・リーダーとし、全従業員が一丸となってKPIの達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者) 代表取締役社長 原田 英世
(プロジェクト・リーダー) 取締役 西澤 恵美

6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定したKPIの進捗状況は、カンバーランド・ジャパンと商工中金並びに商工中金経済研究所が年1回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金はKPIの達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定したKPIが実状にそぐわなくなった場合は、カンバーランド・ジャパンと協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件はUNEP FIの「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。カンバーランド・ジャパンは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に1回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 吉岡 幸一

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190